

# 杉並区立杉並第二小学校校舎改築検討懇談会運営要綱

平成 31 年 3 月 14 日

杉教第 10371 号

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、杉並区立杉並第二小学校（以下「杉並第二小学校」という。）改築検討懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し必要な事項について定めるものとする。

## (目的)

第 2 条 懇談会は、杉並第二小学校の改築に当たり、次の各号に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする。

- (1) 校舎改築における基本的な方針に関すること。
- (2) その他校舎改築の基本設計に反映する必要な事項に関すること。

## (構成)

第 3 条 懇談会は、別表に掲げる者をもって構成する。

## (運営)

第 4 条 懇談会は、教育委員会事務局学校整備担当部長（以下「部長」という。）が開催する。

- 2 懇談会の司会、進行については、懇談内容ごとに適した者を選出する。
- 3 部長は、必要があると認めるときは、第 3 条で掲げる者以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 4 懇談会は、平成 32 年 3 月 31 日までの期間において、必要に応じて開催する。

## (会議の公開)

第 5 条 懇談会は、公開とする。ただし、部長は、必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

## (庶務)

第 6 条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局学校整備課において処理する。

## (委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか懇談会の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 32 年 3 月 31 日をもってその効力を失う。

## 別表（第 3 条関係）

杉並第二小学校校長	1 名
杉並第二小学校副校長	1 名
杉並第二小学校通学区域内に存する町会の代表	5 名
杉並第二小学校 P T A の代表	2 名
杉並第二小学校学校協力者の代表	2 名
杉並第二小学校学校運営協議会の代表	2 名
杉並第二小学校学校支援本部の代表	2 名
杉二学童クラブの関係者	1 名
学識経験者	2 名